

番号②

延岡市広告付き案内板及び窓口番号案内システム
設置事業者選定プロポーザル

仕様書

令和3年6月

延岡市

1. 募集内容

(1) 事業名称

延岡市広告付き案内板及び窓口番号案内システム設置事業

(2) 事業内容

行政情報、地図情報、庁舎案内及び行事案内等を表示する機能を搭載した案内板（以下「案内板」という。）並びに受付・発券・呼出し・番号表示等の機能を搭載した窓口番号案内システム（以下「番号案内システム」という。）等を作成、設置、維持管理するとともに、広告主を募集し、広告を掲載、放映できるものとする。

(3) 設置場所

延岡市東本小路 2 番地 1

延岡市庁舎 1 階エントランスホール及び市民課窓口付近（別紙平面図参照）

※機器の設置場所は、庁舎内の施設や機器に支障のないように考慮すること。

※システム設置期間内であっても、庁舎のレイアウト変更及び組織機構見直し等により、設置場所の変更及び増設を行うことがある。

(4) 設置日・貸付期間

①設置日

令和 3 年 1 1 月 1 日より稼働できるよう、令和 3 年 1 0 月 3 1 日までに設置を完了することとする。ただし、現在設置中の案内板の撤去は令和 3 年 1 0 月 3 0 日に行うこととなっている。設置工事等の日程については、事前に市と十分に協議を行うこと。

②貸付期間

令和 3 年 1 1 月 1 日から令和 8 年 1 0 月 3 1 日までの 5 年間とする。なお、この期間には撤去する場合の現状復旧等に要する期間を含むものとする。

③その他

設置期間内において、設置期間又は設置場所を変更する必要がある場合は、市と協議のうえ決定するものとする。

2. 賃貸借契約の締結及び経費負担等

(1) 設置にあたっては、「延岡市公有財産取扱規則」に基づき、市有財産貸付契約を締結すること。

(2) 広告料、貸付料及び電気料については、市の発行する納入通知書により、期日までに納めること。

(3) 広告料については、価格提案書により事業者が提案する広告料の額とする。

(4) 貸付料については、延岡市財産条例第 9 条の規定を準用し貸付面積より算出した額（年額 8,781 円/m²）とする。

(5) 電気料については実費（個別の専用メーターを設置し、電力使用量を確認できるようにすること。）を納めること。

- (6) 納入された広告料等は返還しない。ただし、市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

3. 仕様

(1) 案内板

① 筐体

- ア. 設置場所は本庁舎低層棟 1 階エントランスとする（別紙平面図参照）。
- イ. 高さ 2,300mm 以内、幅 5,000mm 以内、奥行 800mm 以内で作成し、可動式とする。
- ウ. 地震等の際の転倒に対する防止策を十分に講じること。万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。
- エ. 筐体は、案内枠、地図枠、広告枠、モニター枠で構成すること。
- オ. 電気を使用する設備（液晶ディスプレイ、バックライト等）は、次の条件を満たすこと。
 - ・照明の光源を LED とする等、省エネルギー対策を講じること。
 - ・調光器等により明るさの調整ができるようにすること。
 - ・タイマーその他の機器により電照時間を自動制御できることとし、手動スイッチによる電源の入・切も容易にできるようにすること。
- カ. 筐体の表面には、A4 サイズ以上のパンフレット等を配置できるラックを設置すること。
- キ. 筐体の角や縁が鋭利とならないよう加工すること。
- ク. 周囲と調和のとれた色合い・デザインとなるよう十分に配慮すること。
- ケ. 筐体に付属して公衆無線 LAN 設備を設置すること。（公衆無線 LAN 設備の詳細については、別紙「延岡市公衆無線 LAN 設備設置仕様書」参照）

② 案内枠

- ア. 延岡市役所庁舎案内図を表示すること。その際、各課室及び各窓口、トイレやエレベータ等の設備の位置、現在地などを表示すること。
- イ. 色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。
- ウ. ユニバーサルデザインに配慮すること。
- エ. 組織改正等に伴い課室の名称や位置などが変更になった場合は、その都度庁舎案内図の更新を行うこと。

③ 地図枠

- ア. 延岡市全域及び市役所周辺地図を表示すること。
- イ. それぞれの地図には、公共施設や災害時の避難場所等、本市が指定する情報をわかりやすく表示すること。
- ウ. 地図は、国土地理院の地図をベースに作成すること。
- エ. 色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。
- オ. ユニバーサルデザインに配慮すること。
- カ. 地図の更新は、少なくとも年 1 回以上行うこと。ただし、変更がない場合はその限りでない。

④ 広告枠

- ア. 広告には、広告主の名称、所在地及び電話番号を表示すること。
- イ. 地図上に広告主の所在を表示する場合は、座標番号等を用いるなど、地図上での位置をわかりやすく表示すること。
- ウ. 広告を掲載できる者及び広告内容等は、「延岡市広告事業実施要綱」に定めるところによる。
- エ. 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。

⑤ モニター枠

- ア. 広告と行政情報を繰り返し放映できるモニターを設置すること。ただし、全放映枠のうち、一定程度は行政情報枠として確保すること。なお、広告を掲載できる者及び広告内容等は、「延岡市広告事業実施要綱」に定めるところによる。
- イ. 行事案内等を放映できるモニターを設置すること。
- ウ. ニュースや天気予報等のリアルタイム情報を放映できるモニターを設置すること。

(2) 番号案内システム

① 構成及び設置場所

下記のとおり機器等を設置すること。設置する機器の台数については、下表の台数以上を提案すること。設置場所については別紙平面図を基本とし事業者から提案するものとする。なお、詳細については、市と設置事業者で協議の上決定するものとする。

ア	番号札発券機（タッチパネル式・プリンターも含む）	3台
イ	お客様用呼出モニター	4台
ウ	職員用モニター	3台
エ	窓口用個別番号表示機	8機
オ	呼出用小型機器	13機（市民課9機、国民健康保険課4機）
カ	交付番号呼出機	1機
キ	交付番号呼出モニター	2台
ク	ソフトウェア	本システムに必要なソフトウェア一式を備えること（使用料を含む）。
ケ	管理用PC	1台（発券に関するデータの保管と出力が可能なこと。）
コ	広告付き行政情報表示モニター	2台

② 機能

ア. 番号札発券機

- (a) 来庁者の手続き内容に応じて4桁の番号札を発券できること。
- (b) 使用する番号については、設定により業務別に選択できること。
- (c) 液晶タッチパネル式とし、ディスプレイには各業務別のボタンを表示すること。また、業務名が任意に設定・変更できること。
- (d) 1つの画面で下表の発券業務が設定でき、業務ごとに発券できること。

なお、想定業務は今後変更となることがある。

総合受付用	市民課業務①
	市民課業務②
	市民課業務③
	市民課業務④
	市民課業務⑤
	国民健康保険課業務①
	国民健康保険課業務②
	国民健康保険課業務③

市民課受付用	市民課業務①
	市民課業務②
	市民課業務③
	市民課業務④
	市民課業務⑤
	/

国民健康保険課受付用	国民健康保険課業務①
	国民健康保険課業務②
	国民健康保険課業務③
	/

- (e) 番号札は、発券年月日、発券時間、発券業務、メッセージが印字可能であり、設置後においても印字内容を任意に設定、変更できること。
- (f) 番号札は、1枚式と2枚式（本券と控券）を選択できること。
- (g) 番号札の発券件数及び待ち時間のデータが集計できること。
- (h) 来庁者が窓口に行く前にWEB上で発券し、受付の順番を予約できること。
- (i) 呼び出し順番が近づいた来庁者に呼び出しが近いことを知らせるメールを自動配信できること。
- (j) (h)、(i)の機能のために利用者から収集するメールアドレス等の個人情報については、終了後速やかに消去すること。

イ. お客様用呼出しモニター

- (a) モニターは、薄型で場所をとらないものとし、モニターの表示部分は40インチ以上とする。なお、画面表示並びに表示内容等の詳細については、市と協議のうえ決定するものとする。

- (b) モニターの設置にあたっては、設置箇所からの転落等が発生しないよう、確実に固定すること。
- (c) 呼出し中の番号及び窓口番号が隣接して表示できること。また、呼び出した番号および窓口番号が、呼出時にピックアップして画面上で大きく表示できること。
- (d) 番号表示と音声及びチャイムによる呼出しを自動的に行うことができること。
- (e) 呼出中番号と、呼出時不在番号、受付待ち人数が表示できること。

ウ. 職員用モニター

- (a) 設置するモニターの種類、設置方法については、お客様用呼出しモニター(a),(b)の規定に準じるものとする。
- (b) 現在の受付番号や処理状況等が確認できる内容を表示すること。
- (c) 発券されたことが音等で職員にわかる機能がついたものとする。

エ. 個別番号表示器

- (a) 窓口カウンターに支持・設置等できるものであること。
- (b) 各窓口で呼出中の番号が確認できること。
- (c) 表示器については4桁表示ができるものとする。
- (d) 番号表示と連動して、音声出力による案内が可能であること。
- (e) 当該装置の職員側で待ち人数の表示ができること。

オ. 呼出用小型機器

- (a) 液晶タッチパネル式であること。
- (b) 1台の操作機からすべての業務の呼出しができること。
- (c) 発券番号を昇順に呼出しができること。また、任意の番号を選択して呼出しができること。
- (d) 呼出し番号の呼出し前に取り消しができること。

カ. 交付番号呼出機

- (a) 交付モニターを制御するための機器で、執務室内においてテンキー等により4桁までの受付番号を交付番号呼出しモニターに表示させることができること。
- (b) 呼出時不在番号を交付番号呼出しモニターに表示させることができること。
- (c) 表示した番号を取り消す機能を有すること。

キ. 交付番号呼出しモニター

- (a) 設置するモニターの種類、設置方法については、お客様呼出しモニター(a),(b)の規定に準じるものとする。
- (b) 交付番号をモニターに表示し、番号表示と音声及びチャイムによる呼出

しを自動的に行うことができること。また、呼出番号が、呼出し時にピックアップして画面上で大きく表示できること

ク. ソフトウェア

(a) 各機器類を操作するうえで必要なソフトウェアを備えていること。

ケ. 管理用PC

(a) 窓口業務に関する待ち時間、処理時間及び処理件数等のデータが保管され、執務室内でデータの管理が容易にできること。

コ. 広告及び行政情報放映モニター

(a) 設置するモニターの種類、設置方法については、お客様用呼出しモニター(a),(b)の規定に準じるものとする。

(b) 広告と行政情報を繰り返し放映できるモニターを設置すること。ただし、全放映枠のうち一定程度は行政情報枠として確保すること。なお、広告を掲載できる者及び広告内容等は、「延岡市広告事業実施要綱」に定めるところによる。

③. その他

ア. 別紙平面図に示した範囲について、音声アナウンスが聞き取れるような機器構成とすること。

イ. 中央部の電源を投入することにより各機器の電源が自動投入されるよう、電源系統を可能な限り集約すること。

(3) 維持管理・費用負担

①. 費用負担

ア. 案内板・番号案内システムの製作、設置、撤去、運営、保守点検及び維持管理に要する費用（運営に係る消耗品を含む。）、広告主の募集、広告の制作、放映等に要する費用及び原状回復に要する費用は全て事業者が負担すること。

イ. 設置後の機器等の移設、増設に係る費用は、市と事業者が協議の上決定するものとする。

②. 保守点検及び維持管理

ア. 事業者は、機器の運用に支障が生じないように定期的に保守点検等を行うこと。

③ 緊急時の対応

ア. 事業者は、緊急時等に速やかに連絡を取ることのできる体制を構築すること。

イ. 事業者は、機器等に不具合が生じた場合、速やかに復旧又は代替機の設置等の適切な措置をとること。また、そのための体制を構築すること

④ 研修等の実施

- ア. 操作マニュアルを作成するとともに、職員に対し研修を実施すること。
- イ. 使用方法等に関し、利用する職員からの要請に応じ、適宜、電話や電子メール等により助言を行うこと。

(4) その他

- ア. 事業の実施にあたっては、延岡市の信頼・品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- イ. 運用に係る管理責任者を定め、業務の全般にわたり、業務管理を行うこと。
- ウ. 事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- エ. 事業者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。
- オ. 市は事業者が本仕様書の規定に違反していると認めたときは、契約を破棄することができるものとする。
- カ. 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市と事業者が協議して定める。

機器配置 平面図

